



平成 27 年 6 月 26 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人
代表者名 執行役員 松本吉史
(コード番号 3298)

資産運用会社名
インベスコ・グローバル・リアルエステート・
アジアパシフィック・インク
代表者名 日本における代表者 辻 泰幸
問合せ先 ポートフォリオマネジメント課 甲斐浩登
TEL. 03-6447-3395

資金の借入れに関するお知らせ

インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、資金の借入れ（以下「本借入れ」といいます。）について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. 資金の借入れ

1. 本借入れの内容

区分	借入先	借入 予定額	利率 (注 1) (注 2)	変動・固定 の区別	借入 実行日	返済期日 (注 5)	借入方法	返済方法 (注 6)	担保
短期	株式会社三井住友 銀行	66 億円	基準金利（全銀協 1 か月日本円 TIBOR） +0.30% (注 3) (注 4)	変動	平成 27 年 6 月 30 日	平成 28 年 6 月 30 日	左記借入先 を貸付人と する平成 27 年 6 月 26 日 付の個別貸 付契約に基 づく借入れ	期限一括 返済	無担保 無保証

(注 1) 借入先に支払われる融資手数料等は含まれていません。

(注 2) 利払日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、各利払日の直前の利払日の 2 営業日前の時点における一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関が公表する 1 か月物の日本円 TIBOR (Tokyo Interbank Offered Rate) となります。かかる基準金利は、利払日毎に見直されます。但し、利息計算期間に対応するレートが存在しない場合は、契約書に定められた方法に基づき算定される当該期間に対応する基準金利となります。

基準金利である全国銀行協会の日本円 TIBOR の変動については、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関のホームページ (<http://www.jbatibor.or.jp/rate/>) でご確認ください。

(注 3) 利払日は、平成 27 年 7 月 31 日を初回とし、以降毎月末日並びに元本返済期日です。但し、同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。

(注 4) 初回の利息計算期間は平成 27 年 6 月 30 日から平成 27 年 7 月 31 日であり、当該期間に対応する基準金利は 0.13000% です。

(注 5) 返済期日は、同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。

(注 6) 本借入れの実行後返済期日までの間に、本投資法人が事前に書面で通知する等、一定の条件が成就した場合、本投資法人は、借入金の一部又は全部を期限前返済することができます。

ご注意: 本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

2. 本借入れの理由

本日付で公表の「資産の取得に関するお知らせ」に記載の「西新宿KFビル」に係る不動産信託受益権の取得資金及び関連費用に充当するためです。

3. 本借入に係る調達資金の額、用途及び支出予定時期

- (1) 調達資金の額
66億円
- (2) 調達資金の具体的な用途
取得予定資産の取得資金及び関連費用に充当します。
- (3) 支出予定時期
平成27年6月30日

4. 本借入れ後の借入金等の状況

(単位：百万円)

	本借入れ実行前	本借入れ実行後	増減
短期借入金（注）	2,000	8,600	6,600
長期借入金（注）	47,600	47,600	—
借入金合計	49,600	56,200	6,600
投資法人債	—	—	—
有利子負債合計	49,600	56,200	6,600

(注) 短期借入金とは、返済期日までの期間が1年以内のものをいい、長期借入金とは返済期日までの期間が1年超のものをいいます。

II. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

本借入れの返済等に関わるリスクに関して、平成27年5月7日に提出した有価証券届出書の「第二部 参照情報／ 第2 参照書類の補完情報／ 5 投資リスク」に記載の内容に変更はありません。

以上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.invesco-reit.co.jp/>

ご注意:本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。